

様式第4号の3(第34条の4関係)

新規化学物質製造届

事業の種類	事業場の名称	労働者数			男	女	計
		新規化学物質を 製造し、又は取 り扱う労働者数					
所在地	電話()						
新規化学物質の名称							
新規化学物質の構造式又 は示性式(いずれも不明 の場合は、その製法の概 略)							
新規化学物質の物理化 学的性状	外観	分子量	融点	沸点	その他		
			℃	℃			
新規化学物質の製造又は 輸入の開始後3年間にお ける毎年の製造予定量又 は輸入予定量							
新規化学物質の用途							
新規化学物質を輸入しよ うとする場合にあつて は、当該新規化学物質が 製造される国名又は地域 名							
参考事項							

労働安全衛生規則第34条の4の規定により、関係書類を添えて、上記のとおり届け出
ます。

平成 年 月 日

事業者 職 氏 名

印

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 標題の「製造」及び「輸入」のうち、該当しない文字をまつ消すこと。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 3 「新規化学物質の名称」の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合
が制定した命名法(IUPAC命名法)に準拠して記入すること。

- 4 「新規化学物質の物理化学的性状」の欄中「その他」の欄は、新規化学物質が昇華性、潮解性、揮発性等特徴的な性状を有するときは、その旨を記入すること。
- 5 新規化学物質が製造中間体である場合には、「新規化学物質の用途」の欄にその旨を記入し、かつ、同欄に最終製品の名称及び用途を記入すること。
- 6 特許出願等の理由により、新規化学物質の名称の公表について要望がある場合には、「参考事項」の欄にその旨を記入すること。

なお、新規化学物質について特許出願がなされている場合で、当該特許出願に係る拒絶をすべき旨の査定、出願公告又は出願公開がなされたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出ること。

- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 8 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新規化学物質省令」という。）第2条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第1の届出書を提出した場合であつて、当該届出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

- 9 新規化学物質省令第3条又は第4条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第2、様式第4、様式第6又は様式第9のいずれかの申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。